

CCI エクスプレス

会員様へいち早くお役立ち情報をお届けする情報誌です！



新津商工会議所
ホームページ



メール配信随時受付中！
切替はこちらのフォームから

475-1号 2026年 1月 20日

新津商工会議所
TEL: 22-0121
FAX: 25-2332
メール: n-cci@fsinet.or.jp

金融情報

経営改善貸付（マル経融資） (賃上げ貸付利率特例制度あり ※利下げ)

制度名	融資限度額	使途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 (マル経融資)	2,000万円	運転設備（10年以内）	2.30% ※1/1現在 特例：上記利率-0.5%（2年間）

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【特例：賃上げ貸付利率特例制度の対象者について】

- ・創業後3ヶ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者に限ります。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。

（東・南部地区：近藤、北部地区：柳、西部地区：榎）

この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

相談会

資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
 - ・2月 3日（火）
 - ・3月 3日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
 - ・2月 10日（火）
 - ・3月 10日（火）

<当所経営指導員（近藤・柳・榎）までご予約をお願いいたします。>

【決算申告個別相談会】のご案内

～事前にご予約をお願い致します～

決算申告相談会は、近年の税制改正等で相談者の増加に加えe-Taxの電子申告等に対応するため、本年度も決算申告相談会を2月2日（月）から3月6日（金）までの土日祝日を除く毎日開催することといたしました。

例年、3月は申告相談が大変混み合い担当職員が対応できない場合もありますので、お早めにご予約をお願いいたします。

◆日 時 2月2日（月）～3月6日（金）※土日祝日を除く

◆時 間 9:00～12:00／13:00～16:00

※予約可能時間は、9:00／10:30／13:00／14:30（1人：1時間30分）

◆会 場 新津商工会議所3F

◆持参書類等

①決算書や月別総括集計表（分かるところは全て記入して下さい）

※「みんなの青色申告」を利用の方は、使用中のノート型パソコン又は当該年度のバックアップファイル

②前年度の決算書及び所得税確定申告書の控え

③控除証明書類（社会保険料や生命保険料等）

④申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと、身分証明書（運転免許証等）
のコピー

⑤扶養や配偶者控除等を受ける方のマイナンバーがわかるメモ

⑥利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」と、パスワードがわかるメモ

※この度の相談会より相談手数料の改定がございます。ご理解ご協力をお願いいたします。

税理士代理送信又はIDパスワード方式などによりe-taxを利用された方 又は会議所を通じて申告書類を提出した方

昨年の決算申告書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人、e-Tax送信で提出した人などへは申告書・決算書は送付されません。

予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。

<主 催：新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会>

共済制度

「さつき共済」配当金のお知らせ

さつき共済制度の配当額が決まりました。

ご加入の皆様には今年度の配当金として還元いたします。

※保険期間：令和6年11月1日～令和7年10月31日分

※配 当 率：31.7118%（1円当たり）

※振 込 日：令和8年1月26日（月）

※振 込 先：指定口座

今後とも変わらぬご支援をお願い申し上げます。

CCI エクスプレス

会員様へいち早くお役立ち情報を届ける情報誌です！



新津商工会議所
ホームページ



メール配信随時受付中！
切替はこちらのフォームから

475-2号 2026年 1月 20日

新津商工会議所
TEL: 22-0121
FAX: 25-2332
メール: n-cci@fsinet.or.jp

【消費税申告相談会】のご案内 ～事前にご予約をお願い致します～

免税事業所でインボイス制度に登録された事業所では消費税の申告が必要になります。
当所では、消費税相談会を開催致しますので、お早めにご予約をお願いいたします。

◆日 時 3月24日（火）
◆時 間 9:30~12:00 / 13:00~16:00 ※予約は30分単位
◆会 場 新津商工会議所3F

◆持参書類等
①2年前（令和5年分）の決算申告書
②令和7年分の決算申告書、本則課税の方は税区分のわかる書類
③申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと、身分証明書（運転免許証等）
のコピー
④利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」と、パスワードがわかるメモ

※この度の相談会より相談手数料の改定がございます。ご理解ご協力をお願いいたします。

<主 催：新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会>



令和7年12月14日から 新潟県の特定最低賃金が変わります！

自動車（新車）、自動車部分品
・付属品小売業

時間額：1,053円

※特定最低賃金とは特定の産業で働く基幹的な労働者を対象に、都道府県ごとに定められている地域別最低賃金よりも高い水準で設定される最低賃金です。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び各種商品小売業は新潟県最低賃金額の1,050円が適用されます。

<お問い合わせ>

新潟労働局労働基準部賃金室 TEL: 025-288-3504
新津労働基準監督署 TEL: 0250-22-4161

事業継続力強化計画を策定しましょう

「事業継続力強化計画」とは、中小企業が自社の災害リスク等を認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、現在及び将来的に行う災害対策などを記載するものです。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制措置、低利融資、補助金の加点措置等を受けることができます。

【認定を受けた企業に対する支援策】

・ロゴマークの活用（HPや名刺等で認定のPRが可能）・低利融資等の金融支援防災、減災設備に対する税制措置・補助金の加点措置・中小企業庁HPでの認定企業公表

【各種金融支援の概要】

①日本政策金融公庫による低利融資（BCP資金）②中小企業信用保険法の特例
③中小企業投資育成株式会社法の特例 ④日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット
計画策定のご相談は、お気軽に当所経営指導員までお問い合わせください。

<担当：経営指導員（近藤・柳・榎）>

～小規模企業の経営者の皆さまへ～ 退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済

小規模企業共済制度とは、個人事業主が廃業した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

◆国が定めた制度で安心＆確実

法律（小規模企業共済法）に基づく共済制度。国が全額出資する独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営。

◆掛金は全額所得控除で節税できる！

払い込んだ掛金は、確定申告により全額所得控除。掛金は、月額1,000円から7万円の範囲を500円単位で自由に設定できます。加入後も掛金月額は増額・減額できます。

◆受け取り時も税制のメリット！

共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で180ヶ月以上掛金を納付した方も受け取り可能。受け取りは税制のメリットがあります。

◆個人事業主の配偶者も要件を満たせば加入可能！

配偶者は「個人事業主の共同経営者」としての要件（事業の経営において重要な意思決定をしていること等）を満たせば加入できます。

くわしくはウェブサイトをご覧ください。 [小規模企業共済](#) 検索



<お問合せ：新津商工会議所（柳・甲田）>